**令和７年度社会福祉施設等施設整備費補助金交付の概要**

**○補助根拠**　香川県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱、香川県障害児施設等整備費補助金交付要綱

　　　　　　（[国]社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱）

**○補助対象**　社会福祉法人等が行う県内施設整備

※高松市内の施設に係る整備は、障害児入所施設及び児童発達支援センターを除き、

高松市が実施主体となるため、県による補助の対象外

※法人格によって対象となる施設の種類が異なるため、詳細については県要綱を参照

※概算設計段階のものが対象であり、既に工事が始まっているものは対象外

**○補助率**　総事業費の３／４（うち、国費2/3、県費1/3）、ただし**補助基準額が上限**

　　※補助対象事業費を100とした場合、負担割合は国50、県25、事業者25

　　※事業(施設)の種類によって補助基準額が異なるため、詳細は国要綱を参照

**○補助事業のスケジュール目安**（国の予算措置の状況で変わります）

＜補助対象年度の前年度(令和６年度)＞

7月　　　 施設整備事業補助金交付希望調査（メール等で施設整備等の計画照会実施）

8月　　　 調査結果を元に、交付対象となりうる事業か具体的計画のヒアリング等実施

9月　　　 協議計画について、追加ヒアリング（書類内容で十分把握できれば割愛）

10月頃　　 県審査会

11月以降　 協議書提出案内

＜補助対象年度(令和７年度)＞

4~6月 厚生労働省又はこども家庭庁による協議（審査）

7月頃　<不採用の場合>交付金交付なし

<採用の場合>内示→交付申請手続き→交付決定（内示後から事業着手OK）

※交付決定以降 **２月末**までに事業を完了させること

※随時、状況報告書類提出・審査実施あり

（設計審査、工事中間調査、工事完了検査、実績報告など）

※事業完了後、**実績報告後に補助金交付**